

各 部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成28年度予算の編成について（依命通達）

これまでの行財政改革の取組により、収支不足が大幅に縮小するなど、本県財政は、フローとしては一時期より改善したものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。また、ストックとしても臨時財政対策債を含めた県債残高が高止まりするなど、引き続き予断を許さないことから、持続可能な財政運営を行うため、財政健全化の取組が求められている。

こうしたことから、社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくためにも、これまでの行革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る必要がある。

さらに、最重要課題である教育県岡山の復活や産業の振興・雇用創出をはじめ、人口減少社会など本県が直面している喫緊の課題、南海トラフ巨大地震等の災害、地方分権改革に伴う国と地方の役割分担の見直し、国による各種制度の変更等に的確に対応することが求められている。

このような状況の中、平成28年度は、既に現時点の見込みにおいて、17億円程度の収支不足が見込まれているところであるが、晴れの国おかやま生き生きプランに掲げる行動計画の最終年度であること、喫緊の課題である人口減少問題の克服と本県の持続的な発展の実現に向けたおかやま創生の取組を本格的に展開する年度であることから、既存の施策・事業の見直しをこれまで以上に行い、今、真に必要としている分野や事業へより一層予算を振り向けることで、おかやま創生の実現に向けた確実な道筋を示すとともに、「晴れの国おかやま生き生きプラン」の総仕上げにより、県民に確かな実感ある成果を届けるための予算編成とすることを基本方針とする。

以上のような基本認識を踏まえ、平成28年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針」を踏まえた予算要求を行うこと。
- (2) 「晴れの国おかやま生き活きプラン」に掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略などにに基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとする。

このため、予算要求に当たっては、別紙「平成28年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、本県の更なる発展に向けた好循環を確実なものとし、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (3) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、各部局の関連施策事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。
- (4) 要求に当たっては、経済状況の好転に伴う物価や賃金上昇などを踏まえ、更なる効率化等の工夫により必要な財源を確保するなどした上で、上昇分を適切に要求に反映させること。
- (5) 事業再点検に関する有識者会議からの報告を踏まえ見直しを行ったものについては、その結果を適切に反映させること。
- (6) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、県民の求めるタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めること。また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (7) 事業選択に当たっては、民間や市町村の役割分担に留意し、広域自治体たる県としての責任を有するものや県の戦略に沿ったものに重点化すること。
- (8) 正確な需要予測や費用推計をもとに分析を行うとともに、多様な施策の中から施策目的の達成に最適な事業を選択すること。
- (9) 受益者負担の観点から適切な自己負担を求めるべきものなどについては、事業の制度設計の際に留意すること。
- (10) 要求に当たっては、必要に応じ、市町村や関係機関等との調整を適切に行うこと。
- (11) 更なる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (12) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (13) 今後、地方創生の深化のための新型交付金をはじめ、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率の向上のために、特別徴収を推進するとともに、差押え並びに公売及び取立の迅速化など滞納整理等を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等についてはあり方を検討し、保有する意義の少ないものについては、積極的に売却するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄附金については、一定額以上の寄附者に対する謝礼として、特産品等の贈呈を始めたことを踏まえ、ふるさと納税制度の更なる普及啓発を図ること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進等積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 県税以外の滞納債権については、圧縮目標の達成に向けて、その縮減に努めること。また、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、債権対策室とも連携し、本県が一丸となり組織を上げて最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。
- (11) 事業実施のための新たな寄附金の獲得や広告事業収入など、部局独自に新たな歳入確保対策に取り組むことにより、一定の効果が認められる場合には、財政当局と協議の上、効果額の全額を要求上限に加算を認める。

3 歳出に関する事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。
 - ア 義務的経費
過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。
 - イ 一般行政経費（事業費・運営費）
別紙「平成28年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果などの観点から、財政

当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

上記施策・事業等の財源を確保するために、

- ・ 事業費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底などにより、一般財源ベースで平成27年度当初予算額の99%（産業労働部、教育委員会は平成27年度当初予算額）を要求上限とするが、この要求に当たっては、安易に削減率を一律にかけるといった手法をとらないよう努めること。

また、上記基本方針を踏まえ、既存の施策・事業について行政評価の実施結果などを基に積極的な見直しを行うことにより、少なくとも一般財源ベースで平成27年度当初予算額の3%以上の事業について廃止又は発展的に組み替えること。

さらに、産業労働部、教育委員会については、重点的に推進する施策・事業等を積極的に要求することとし、要求内容については、十分に財政当局と協議・調整を行うこと。

- ・ 運営費については、これまでの行革による見直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や見積方法の検証、経費節減の徹底などにより、事業費ベースで平成27年度当初予算額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額の要求を認めることとし、その他修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

ウ 投資的経費（公共事業等費）

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進めるため、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで平成27年度当初予算額を要求上限とする。

なお、維持修繕経費は、原則として一般財源ベースで平成27年度当初予算額の110%までの要求を認めることとし、110%を超える要望がある場合には、柔軟に対応する。その際、充当する特定財源の総額は平成27年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（警察本部庁舎整備）は個別管理とし、必要所要額を精査した上で要求を認める。

また、施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めたものについて、所要額の要求を認めることとする。

(2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減などに応じ必要最小限を見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示する

ところによること。

- ・ 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。
- ・ 社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。
- ・ 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。

ウ 一般行政経費（運営費）については、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を取り入れるなど、あらゆる創意と工夫を凝らし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

また、維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントの取組を推進すること。

エ 投資的経費（公共事業等費）については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案のうえ、見積もること。

また、アセットマネジメント手法を活用するなど、計画的な維持修繕、大規模施設の長寿命化等将来にわたって適切な管理を行い、公共施設の維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。

(3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。

(4) 包括外部監査、行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究機関の外部評価など各種評価結果に基づき施策及び事務事業を徹底して見直し、改善を加え、適切な要求を行うこと。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

また、平成29年4月1日から消費税及び地方消費税の率が8%から10%へ改正されることから、それ以降の債務負担行為を新たに設定する場合については、改正後の税率で適切に見積もること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

平成28年度重点的に推進すべき施策に関する方針

晴れの国おかやま生き活きプラン及びおかやま創生総合戦略を総合的、効果的に推進するため、平成28年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

県政の基本目標である生き活き岡山の実現、とりわけ、喫緊の課題である人口減少問題の克服と本県の持続的発展の実現に向けた確実な道筋を示すため、晴れの国おかやま生き活きプラン及びおかやま創生総合戦略に基づく施策・事業について、これまでの成果を踏まえるとともに、時代の潮流の変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、施策・事業の一層の重点化を図る。

2 重点的に推進すべき施策

(1) 教育県岡山の復活

①子どもたちが落ち着いて学習できる環境づくり

(施策例)

学校の荒れ等への対応の強化、児童生徒の問題行動等への対応の強化 等

②児童生徒の学力向上及び県内教育再生に向けた気運の醸成に資する取組の推進

(施策例)

放課後等を活用した学習支援の充実、教師の学習指導環境の整備、G7倉敷教育大臣会合関連事業の推進 等

③児童生徒の健全な心身の形成

(施策例)

スマホ・ネット問題に関する対策の推進、児童生徒の健やかな体の育成 等

(2) 地域を支える産業の振興

①戦略的な企業誘致の推進等による民間投資の促進

(施策例)

首都圏等からの本社機能の移転促進、市町村による産業団地開発の支援、水島コンビナートの競争力強化 等

②新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による市場競争力のある中堅・中小企業等の育成

(施策例)

中小企業等の生産性向上の促進、精密ものづくり産業や食品産業等の販路拡大支援、地域資源を活用した新産業の創出促進・育成 等

③魅力的な観光素材の開発・情報発信等による観光客誘致の推進

(施策例)

晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーンの推進、インバウンドの拡大促進、岡山後樂園の魅力づくりの推進 等

④農林水産物の供給力とマーケティングの強化等を通じた儲かる産業としての農林水産業の実現

(施策例)

高品質な農産物の生産拡大の促進、農林水産物のブランド力の強化、効果的な鳥獣被害防止対策の推進 等

⑤県内産業が必要とする人材の育成、県外からの人材還流・定着の促進や県内大学生等の県内就職促進による人材の確保

(施策例)

生産性の向上に資する産業人材育成の促進、高校生の県内就職意識の醸成、大学生の県内就職支援の充実、若者等のI J Uターンの促進 等

⑥意欲と能力のある女性等の就職促進や働きやすい環境づくり

(施策例)

ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て中の女性の再就職支援 等

(3) 安心して豊かさが実感できる地域の創造

①保健・医療・福祉の充実による安心して暮らせる地域の創造

(施策例)

地域における医療・介護提供体制の充実、心と体の健康づくりの推進、感染症対策の充実 等

②結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるトータルサポートの充実

(施策例)

子育て家庭への支援の充実など出生率向上に向けた対策の推進、子育て支援の基盤強化の推進 等

③南海トラフ地震等の大規模自然災害等を想定した地域の強靱化の推進

(施策例)

南海トラフ地震に備えた公的備蓄の整備、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進、高潮災害・洪水災害対策の推進 等

④犯罪抑止対策等の推進による安全で暮らしやすい社会の実現

(施策例)

子どもを犯罪から守る対策の推進、特殊詐欺被害防止対策の推進 等

⑤移住・定住の促進等を通じた地域づくりの推進

(施策例)

移住・定住情報の効果的な発信、首都圏での移住相談窓口の設置 等

⑥循環型社会の形成等による快適な生活環境の保全

(施策例)

家庭における水質汚濁防止対策の推進、児島湖水質改善の促進、海ごみ対策の促進 等

⑦文化・スポーツ活動の振興等を通じた豊かで潤いのある暮らしや活力ある地域の創造

(施策例)

地域資源を生かした文化イベントの推進、東京オリンピック・パラリンピック等のキャンプ地誘致の推進 等

⑧知名度向上と岡山ブランドの確立に向けた総合的な情報発信力の強化

(施策例)

首都圏アンテナショップでの情報発信の推進、マスメディアを活用した情報発信力の強化、若者等への効果的な県政広報の推進 等

(4) おかやま創生総合戦略の推進

人口減少問題を克服し、本県の持続的発展を実現するための道筋を確実に示すため、次の観点から施策事業の重点化・パッケージ化を図るものとする。

①若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる少子化対策の深化
(施策例)

子育て家庭への支援の充実など出生率向上に向けた対策の推進、子育て支援の基盤強化の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進 等

②県全体での社会増の実現に向けた施策の総合的な展開

ア 魅力あるしごとづくりによる雇用の受け皿の創出

(施策例)

首都圏等からの本社機能の移転促進、水島コンビナートの競争力強化、中小企業の生産性向上の促進、地域資源を活用した新産業の創出促進・育成、高品質な農産物の生産拡大の促進 等

イ 若者等の人材の還流・定着の支援

(施策例)

移住・定住情報の効果的な発信、首都圏での移住相談窓口の設置、高校生の県内就職意識の醸成、大学生の県内就職支援の充実 等

③小さな拠点の形成支援

(施策例)

生活機能の確保を通じた中山間地域等における小さな拠点の形成支援